◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.256 2020.11.6 ◇◇◇ 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■身に覚えのない不正な出金にご注意ください!

「身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金」にご注意ください。

犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス〇〇ペイ、〇〇Pay など のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。

くご注意いただきたいポイント>

- ・キャッシュレス決済サービスや、インターネットバンキングを利用されていない方 も被害に遭われています。
- ・ご自身の銀行口座に不審な取引がないか、インターネットバンキングの入出金明細 や通帳などを今一度ご確認いただき、口座情報の管理にご注意願います。
- ・銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、取引先銀行またはご利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にご相談ください。
- ・銀行およびキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、連携のうえ全額補償を行っています。
- こうした事案に便乗した詐欺にもご注意願います。

詳細は、消費者庁のホームページをご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_0 25/

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

~「ながら見守り」にご協力ください~

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか?

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、 不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

- ◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)
 - 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30
 - 相談電話:097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話: 097-534-0999

◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)